

虐待の防止のための指針

ヒロ整形クリニック

指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準省令第三十七条の二に基づく虐待防止のための指針を以下のように定めます。

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

当院では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成するため、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し、再発防止策を講じます。

そのための具体的な組織体制、取り組み内容等について、本指針に定めます。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当院では高齢者虐待に該当する以下の行為を行いません。また、当院のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当院職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利擁護が必要な状況や、虐待に至る前の対策が必要な状況についても「虐待等」として、この指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の種類】

●身体的虐待：

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じうる恐れのある暴行を加えること。

※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。

なお、緊急やむを得ない場合とは、以下の「例外3原則」すべての要件を満たす場合で、形式的なものではなく、極めて例外的な状況であるものと認識する。

①切迫性：利用者本人や他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

●介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：

高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

●心理的虐待：

高齢者に対する暴言や拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

●性的虐待：

高齢者にわいせつな行為をすること、または、高齢者にわいせつな行為をさせること。

●経済的虐待：

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不正に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置

指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準省令第三十七条の二に基づく虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。

2) 委員会の組織

委員会の構成員は、院長、訪問リハビリテーションを担当する理学療法士を基本とします。委員会の責任者として、当院院長が委員長を務めます。また、副委員長を訪問リハビリテーション担当理学療法士とし、兩名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とします。各構成員の役割は下表のとおり。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
院長	委員長（責任者） ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・医療的ケアに関する検討 ・利用者、家族等への説明
理学療法士	副委員長 ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・虐待防止措置の周知、進捗管理 ・利用者、家族等への相談対応

3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、6か月に1回以上の間隔で開催するとともに、利用者数の増減、状態等必要に応じて随時開催します。

4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定します。

- (1) 虐待防止検討委員会その他院内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報を迅速かつ適切に行うための手順に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析と確実な再発防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については、議事録その他の資料を作成し、院内に回覧するなど、周知徹底を図ります。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止を図るため、職員研修を年2回（4月及び10月を目安）実施します。

また、外来診療における接遇対応に関する職員研修と同時開催とします。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を実施します。

3) 研修内容

研修の内容は、虐待等防止に関わる基礎知識と、高齢者権利擁護の理解を普及させる目的として、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告並びに通報の手順
- (4) 虐待の種類、発生リスクの理解
- (5) 成年後見制度等、高齢者権利擁護事業の理解
- (6) 委員会における決定事項

4) 研修記録

研修の実施回ごとに研修実施記録を作成し、電子媒体および記録簿にファイルし、保管します。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底を図るために、研修の開催日・時間帯等について、関係職員全員が参加できる日程を検討し、研修実施記録に参加者を記録します。欠席者に対しては後日伝達研修を行い、その結果を研修実施記録に含めます。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに長久手市の窓口（長寿課）に連絡します。また、養護者による虐待である場合には、長久手市福祉部福祉政策課もしくは長久手市社会福祉協議会地域包括支援センターに連絡します。
なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

【長久手市の通報窓口】

- 長久手市福祉部長寿課（施設での虐待）・・・電話：0561-56-0639
- 長久手市福祉部福祉政策課（養護者による虐待）・・・電話：0561-56-0639
- 長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター・・・電話：0561-64-1155（24H 対応）
- 愛知たいようの杜地域包括支援センター・・・電話：0561-64-5174（24H 対応）

2) 施設内での報告・対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合は、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、報告書を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長（院長）は、下記の対応や対応の指示を適時適切に実施します。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 市町村等への通報の有無の確認、必要と思われる場合の通報
- (3) 家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員への事実確認、訪問先での状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催、原因分析、事後対応・再発防止策の検討と、対策の決定
- (6) 事後対応と再発防止策の周知・実行
- (7) 関係者への報告（第二報以降適時）
- (8) 委員会での事後対応および再発防止策の実行状況の確認・評価

5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は本指針4、1）および2）に準じます。

6、成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等への説明を行い、求めに応じて長久手市社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等に係る苦情については、苦情対応をした受付担当者は、苦情の内容を精査し、委員長である院長に報告します。
- (2) 相談者の個人情報の取り扱いに十分留意し、相談者および当該利用者に不利益の生じることのないよう配慮して対応に当たります。

8、利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

この指針は、利用者やその家族等養護者をはじめ、施設関係者、職員等がいつでも閲覧できるよう院内に掲示し、当院ウェブサイトに掲載します。

9、本指針の改廃

この指針の改廃の要否、改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

10、附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。